

「みえ^へ歯ートネット」運営協議会会則

第1条 目的

本会は、障がい児（者）歯科保健医療の充実を通して、三重県における障がい児（者）の健康づくりに寄与し、関連する活動や研修を行い、障がい児（者）のQOLの向上を図ることを目的とする。

第2条 組織

本会を構成する組織は、三重県医療保健部、三重県歯科医師会、障がい児（者）支援団体、その他本会事業の推進に必要と認められる団体とする。

第3条 役員

本会に次の役員を置く

会長 1名

副会長 2名

- 1) 会長は、三重県歯科医師会会長をもって充てる。
副会長は三重県医療保健部、障がい児（者）支援団体の代表をもって充てる。
- 2) 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 3) 会長は本会の会務を統括し、本会を代表する。
- 4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第4条 事業

本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- 1) 「みえ歯ートネット」の運営に関する事項を決定する。
- 2) 障がい児（者）歯科保健医療の充実のため、必要な事業方針を決定する。
- 3) 事業推進のため研修会を開催する。

第5条 会議

本会は、前条の事業の企画、ならびに会務報告を行なう。また、会議は会長が召集する。

第6条 事務局

本会の事務局は、三重県歯科医師会事務局に置き、事務責任者は、三重県歯科医師会の理事をもって充てる。

第7条 補則

本会運営に関する必要事項は会長が別に定めるものとする。

第8条 アドバイザー

本会の事業推進に関して、必要に応じてアドバイザーを招集できる。

附則

1. この会則は、平成22年2月11日より施行する。
2. 第2条、第3条の一部改正は、平成30年4月1日より施行する。